

## 規範の心理学のためのひとつの枠組み

チャンドラ・セカール・スリーパダ &  
スティーヴン・ステイツ  
薄井尚樹 訳

人間の行動を説明するときに、規範ほど社会科学者に頻繁に訴えられる概念はない（『社会科学事典』）

人間の日々の行動は、規範 norm と一般に呼ばれる規則や原理からなる、複雑な集まりによって支配されている。この支配の度合いにおいて、人間は動物の世界のなかでもユニークな存在である。規範はたくさんの領域で、適切な行動の境界を定め、目に見えない網の目のように入り組んだ規範的構造をもたらす。そしてこの構造には、社会生活の実質的にあらゆる側面が含まれる。人々はまた、多くの規範に深い意味を見いだす。規範からは強い主観的な感情が生じるが、この感情が、人間という主体であることの大事な部分をなしていると、多くのひとは考えるのである。規範は、人間の生活や行動において重要な役割を果たしており、また社会科学の説明において中心的な役割を果たしているが、それにもかかわらず認知科学では、規範というものにまとまった注意を払われることが、ほとんどなかった。既存の研究の多くは部分的であったり、断片的であったりするため、個々の発見がどうやってひとまとまりの図式となるのかがわかりづらいのである。本稿での私たちの目標は、規範の基礎にある心理メカニズムや心理プロセスについての説明で、現在わかっていることをまとめあげて、これからの研究のために、ひとつの枠組みとしての役割を果たしうるようなものを与えることにある。

第1節では、規範とはなにかについての予備的な説明を与える。第2節と第3節では、さまざまな分野を引きあいにしなが、規範をめぐるさまざまな事実、および規範を可能にする心理的な諸事実を整理する。以下の区別は明確なものではないが、第2節で社会的なレベルの事実焦点をあてて、第3節では規範が個人にどのような作用を及ぼすのかに焦点をあてる。第4節では、規範を獲得しそれを実装することを可能にする、生得的な心理的アーキテクチャについて、暫定的な仮説を提示する。またあわせて、自分たちが提案するアーキテクチャのようなものなら、第2節と第3節で整理された諸事実の多くを説明できると思われる理由を解説

する。第5節は最後の、そしてもっとも長い節になるが、ここで私たちは、いくつかの未解決の問題に焦点をあてる。ここで焦点があてられるのは、第4節で提案される説明において取り組まれることのない、規範の認知科学にまつわる重要な論点である。ある場合には、論点についてほとんどわかっていないために棚上げにしてある。また別の場合には、論点についても多くのことがわかっているが、重要な問いが依然として論争のさなかにある。私たちが提供する規範の心理についての説明は、たしかに、多くの重要な問いを答えないままにしておく。このことを私たちは、はっきりと自覚している。しかし重要な問いのいくつかを明確にして、それらがお互いにどう関係するのかを素描することで、私たちの与える枠組みがこれからの研究に資することを願っている<sup>(1)</sup>。

## 1. 規範についての予備的な特徴づけ

規範について語るとき、どんなことが意味されているのだろうか。このことについて、インフォーマルかつ暫定的に説明することからはじめよう。私たちは規範という語を、法制度や社会制度から独立したかたちで要求・許可・禁止されるような行為を定める、そういった規則ないし原理として用いる。もちろん規範のなかには、社会制度や法によって認められ、施行されるものもあるけれど、大事なものは、そうである必要はないということだ。この事実を強調するために、規範には独立した規範性があると、ときに述べることにしよう。規範に独立した規範性があることと密接に関わる事実として以下の点がある。人々が規範を遵守するよう動機づけられるときと、それ以外の社会的な規則を遵守するよう動機づけられるときとでは、その動機づけられかたが異なるのである。かなり大雑把に述べると、人々が規範を遵守するよう動機づけられる場合、規範はそれ以外の目的のための手段ではなく、それじたいが最終目的 ultimate end だとされる。このようなタイプの動機を内在的な動機 intrinsic motivation と述べることにしよう。この点については、第3節でさらに論じられることになる。たしかに人々は、なにか他のことの役に立つという道具的な理由から、規範を遵守するよう動機づけられることもありうる。しかしその場合であっても、規範をそれじたいとして遵守しようとする内在的な動機が、さらに実質的な動機上の力を加えることになる。規範への違反が生じ、そのことが知られるようになると、典型的には違反したひとに向けて、怒りや咎めや非難といった罰的な態度 punitive attitude が生じることになる。さらにこういった態度からは、ときに罰的な行動が生じる。

規範は、このように特徴づけられるかぎり、社会規則の下位カテゴリとして重要で、理論的に有用なものだと思われる。また私たちの特徴づけは、他の歴史ある説明とより近年の説明のどちらとも、広く軌を一にしていると思われる (Durkheim, 1903/1953; McAdams, 1997; Parsons, 1952; Petit, 1991 を見よ)。ただし、規範について私たちが与える説明は、概念分析、つまり「規範」という語がふつうの話者にとってなにを意味するのかを説明するものとして意図されている

るわけではない。このことは強調しておくに値する。さらに、規範について私たちが与える特徴づけは、形式的な定義として提案されているわけでもない。それが与えるのはせいぜい、社会科学における理論的に興味深い自然種 natural kindだと私たちが考えるものを取り出すための、即席の方法にすぎない。規範についての心理学理論を構築するための枠組みは第4節で論じられるが、この枠組みが妥当なものだとすれば、理論が洗練されるにつれて、規範の重要な特徴についてより良い説明が生じることが期待されうる。私たちの提案する枠組みを構成する要素のひとつに「規範データベース」がある。どんなものが最終的にこのデータベースに収まりうるのか、そしてどんなものが収まりえないのかを語ることこそ、理論に求められる仕事となる。

規範についての一般的な主張には、経験的に十分な証拠を備えたもののがかなり存在するが、そういった一般的な主張とそのため提示される証拠は、いくつか異なる分野の文献に散らばっている。以下のふたつの節では、これら一般的な主張のいくつかを整理し、それぞれに提示された証拠について簡単に述べることにする。まず規範が有する社会的なレベルの特徴からはじめて、それから、規範がどのように獲得され、どのように行動に影響を与えるのかをめぐり、個人的なレベルの事実に向かうことにしよう。

## 2. 規範に関わるいくつかの社会的なレベルの事実

規範とはひとつの普遍文化 cultural universalである。民族誌の資料を見ると、規範やそれに違反することへの制裁があらゆる人間社会に普遍的にあらわれていることが、しっかりとわかる (Brown, 1991; Roberts, 1979; Sober & Wilson, 1998)。さらに、規範が普遍的にあらわれたのはとても昔のことだと考える理由もある。規範はなにかある社会を起源としていて、比較的最近になって他の社会との接触を通じて広がったのだとする証拠はまったくない。それどころか規範は、狩猟採集の集団や文化的に孤立した集団を含む、あらゆる人間の集団にしっかりとあらわれており、またかなり手の込んだものだ。このことは、規範の歴史がとても古いものだとする仮説のもとで予想されることにほかならない。以上のことはすべて、規範を獲得しそれを実装することに特化した、生得的な心理メカニズムが存在することを示唆していると、私たちは考えている。というのも、こういったメカニズムがあるとなれば、あらゆる人間集団に規範が普遍的にあらわれていることを、うまく説明できるからだ。

規範は、あらゆる文化にあらわれることに加えて、そういった文化に属する人々の生活のいたるところにあらわれる傾向もある。規範はきわめて広範な活動を支配しており、その範囲は崇拜から適切な服装、さらには死体の処分にまでおよぶ。規範のなかには、あまり重要だとは思われない事柄を扱うものもあれば、地位・配偶者選択・食べ物・セックスといった、人類の福利や繁殖成功に直接的な影響をもたらす事柄を定めるものもある。

規範はあらゆる人間集団にあらわれるが、規範についてもっとも印象的な事実のひとつは、

集団に普及している規範の内容が、それぞれの集団ごとに著しく変わるとのことだ。さらにこの違いはある特徴的なパターンにしたがっている。このパターンにおいて、それぞれの集団の内部で普及している規範にはかなりの均一性があり、複数の集団を通じて普及している規範には共通点と相違点のどちらもがある。規範が分布するパターンは、その根底にある心理メカニズムについての重要な証拠源だと、私たちは考えている。そのため、紙幅を割いてこの論点をさらに詳しく論じることにしよう。

規範がさまざまな人間の集団を通じてどう分布しているのかを評価するときに即座に生じる問いはこうだ。あらゆる人間の集団に普遍的にあらわれるような規範はあるのだろうか。この問いはいくらか慎重に扱われなくてはならない。というのも、候補とされる多くの普遍的な規範には問題があるからだ。それらは、ほぼ分析的なもの一言葉の意味だけのおかげで真であるようなもの一なのである。たとえば「殺人は悪い」とか「盗みは悪い」は、ちゃんとした普遍だとはみなされない。というのも、大雑把に言って、「殺人」とはまさに、許されないかたちで他の誰かを殺すことを意味するのだし、「盗み」とはまさに、許されないかたちで別のひとからなにかを取りあげることの意味するからだ。したがって、できるかぎりいつでも、規範の内容を規範的ではない語彙であらわすようにすることが大事になる。「殺人は悪い」とか「盗みは悪い」といった分析的な原理は普遍かもしれない。しかし、ひとを殺すことや他人の所有物を取り上げることが許される状況を定める具体的な規則は、さまざまな集団を通じてそれほど均一というわけではないのである。

この点に注意しながら、規範がさまざまな人間の集団を通じて分布するパターンをめぐる問いに戻ることしよう。ひとつの重要な事実は、検出可能なパターンがたしかに存在することだ。規範は人間の集団ごとに際限なく変わるわけではないし、諸集団を通じてランダムに分布しているわけでもない。その共通点を検出するにはかなり高いレベルの一般性ととどまらなくてはならないとはいえ、ほぼあらゆる人間社会に何度も見いだされるような、一定種類の規範がむしろ存在するのである。たとえば、殺人、物理的な暴行、近親姦姦（親族との性的行為）を禁じる規則が、多くの社会にある。加えて、すくなくともいくつかの状況のもとで共有、互惠、援助を促すような規則が、多くの社会にある（Cashdan, 1989）。また、社会のさまざまなメンバーのあいだでの性的行動、とりわけ年少者のあいだでの性的行動を規制する規則が多くの社会にある（ただしこの規則の内容にはかなりの違いがある）（Bourguignon & Greenbaum, 1973）。そして平等主義、社会的平等を促す、すくなくともいくつかの規則が多くの社会にある。たとえば、ほぼあらゆる狩猟採集集団において、個人が資源や女性や権力を不釣り合いなほどに蓄えようとするのは、はっきり認められていない（Boehm, 1999）。こういった事例は、社会正義、親族関係、結婚、その他たくさんの領域において、容易に増やすことができるだろう。

諸集団を通じて普及している規範に、ある高いレベルでの共通点があることは疑いない。けれども、規範をもっと詳細に見ていくと、集団ごとに見いだされる具体的な規則は明らかに、

途方もなく大きなバラツキがある。たとえば危害 harm を扱う規範を考えてみよう。危害をめぐる、あれやこれやの規範はたしかに、実質的にあらゆる人間の集団に見いだされる。しかし、諸集団を通じて普及しているその具体的な規範は、まったく様ではない。いくつかの単純社会では、危害をもたらす行動は、そのほぼすべてが強く禁じられている。マレーシアの熱帯雨林で生活するセマイ族という先住民のなかでは、たとえば、たたくことやケンカすること、さらには侮辱や中傷といったもっと日常的な行動のどれもが許されていない。そしてセマイ族の集団は、人間社会のなかで暴力レベルがもっとも低いものに含まれる (Robarchek & Robarchek, 1992)。しかし他の集団は、危害をもたらす行動を、それよりもはるかに広い範囲で許容する。南アメリカのヤノマミ族のような集団だと、争いを解決するために暴力に訴えることが許されている (しかもじっさいにはかなり一般的である) し、武威を示すことは、糾弾されるどころかむしろ賞賛される (Chagnon, 1992)。ヤノマミ族においては、部族内や部族間の争いによる死亡率がかなり高く、民族誌家のなかには、ヤノマミ族に見られる暴力による死亡率のレベルは単純社会ではまったく珍しくないと示唆するものもある (Keeley, 1996)。危害として許されるものの種類やレベルにバラツキがあることに加えて、危害を加えることが許される個人のクラスについても、その規範には違いがある。多くの集団は、自身の共同体に属する個人に加えられる危害と、集団に属さない個人に加えられる危害を、はっきり区別している (ただしそういった明確な区別をしていない集団も多い; LeVine & Campbell, 1972)。またいくつかの社会では、女性、子ども、動物、さらに社会的に排除された一定の下位集団やカーストを対象とした、ある種の暴力が許されている (Edgerton, 1992)。危害をめぐる規範にバラツキがあることは、そういった規範が通時的にどう変化するかによっても証拠立てられる。哲学者のショーン・ニコルズ (Nichols, 2004, ch. 7) は、危害をめぐる規範が西洋社会で過去400年にわたって次第に変化してきたことについて、興味深い記述をしている。

具体的な規則のレベルではバラツキがありながら高いレベルでの共通点が見いだされる、もうひとつの事例は、近親相姦の禁止である。核家族のメンバーのあいだでの性交を禁じる規範が、ほぼあらゆる社会にあるように思われる (こういったほぼ普遍的な規則を、中核的な近親相姦の禁止と呼ぶことにしよう)。ところが近親相姦の禁止は、ほぼ常に、この中核を超えて広がっていく。とりわけ、近親相姦の禁止はほぼ常に、それ以外の種類の性的行為へと広がり、ほぼ常に、ただの核家族を超えて広がる。つまり、核家族以外の親族にあたるすくなくとも何人かのメンバーとの性的行為を禁じるのである。しかし、近親相姦の禁止が中核的なものを超えてどう広がるかは、多くの研究で明らかになってきたように、その詳細において途方もないバラツキがある (Murdock, 1949)。たとえば、ひとつの極端な事例は異族結婚をおこなう集団である。この集団では、自身の部族単位に含まれる人間なら誰であれ、その人間と結婚することは近親相姦だとみなされることになる。とはいえそれに違反しても、核家族内での性交ほどに深刻なレベルに捉えられることは滅多にないが。

規範の分布パターンにはもうひとつ特徴がある。多くの集団には、一定の高いレベルの主題



に該当するなにがしかの規則がある。しかし、諸集団を通じて見いだされる規範に共通する点を一般化したものには、ふつう例外がある。たとえば近親相姦の禁止は、あらゆる人間集団が有する普遍的な特徴であるような規範として、もっともすぐれた事例だとされることがある。たしかに、中核的な近親相姦の禁止は実質的にあらゆる集団に見いだすことができるが、この一般化にさえ例外がないわけではないかもしれない。きょうだい婚（性的関係を含む）は、ローマ時代のエジプトである程度の頻度で起きており、またそれがおおびらに恥ずかしげもなくおこなわれたことが、ちゃんとした証拠によって示されている。さらに、きょうだい婚は、エジプト、ハワイ、インカ帝国を含む、いくつかの王家の家系において起きてきたことが知られている（Durham, 1991）。

以上をまとめると、規範の分布パターンが有する三つの大事な特徴を特定したことになる。第一に、規範はある一般的な主題のもとに集まる傾向がある。第二に、こういった一般的な主題に該当する具体的な規則は、主題において明らかに結びついているとはいえ、かなりのバラツキがある。第三に、一般的な傾向から逸脱するような例外が、通常はすくなくともいくつかある。

### 3. 規範に関わるいくつかの個人的なレベルの事実

個人のなかで規範はどうやって生じるのか。そして個人は自分の獲得した規範にどう影響されるのか。このことに関するいくつかの事実に向かうことにしよう。規範がしっかりした個体発生パターンを示すことを教えてくれる、すぐれた証拠がある。生物的に受け継いできたものがどうあれ（深刻な心理的障害を持つ人々を除く）ほぼあらゆるひとが、その土地の文化集団に普及している規範を、かなりしっかりとしたりかたちで獲得するのである。ある集団において、そこに普及している規範をしっかりと獲得する個人もいれば、そうでない個人も他にたくさんいるといったことは、どんな人間集団であれ生じない。さらにあらゆる個人は、自分の属する集団のすくなくともいくつかの規範を、比較的はやい時期に獲得するようだ。あらゆる標準的な子どもは、明らかに規範的なタイプの規則について、その知識を3歳から4歳のあいだに持つようで、規範的な規則をそれ以外の社会的規則から区別できるのである（Nucci, 2001; Turiel, 1983）。加えて、規範と結びつきたいいくつかの能力、たとえば規範的な規則について推論したり規則違反について推論したりする能力は、とてもはやくにあらわれる。デニス・カミンズが示したように、3歳から4歳くらいの年齢の子どもは、義務や許可などに関する規則をめぐる推論課題を、それとよく似ているが直説法であらわされた推論課題よりも、かなりうまく遂行するのである（Cummins, 1996）。

規範の個体発生についてのさらなる証拠は、ある大規模な文化横断的研究からもたらされる。その研究でヘンリッヒと彼の同僚たちは、標準的なゲーム実験法を用いて、15の小規模な社会における協力と公正さの規範を調べた（このゲームについては後でもっとちゃんと述べ

ることにする)。その研究では、これらの社会に普及している協力と公正さの規範に、かなりの多様性が見られたが、同時に、規範の文化横断的なバラツキとして成人間に見られたものの多くは、被験者が9歳になるころまでにすでにあらわれており、その後もずっと続くことがわかった (Henrich et al., 2001)。別の文化横断的な実験研究において、シュウィーターと彼の同僚たちは、イリノイ州ハイパークとインドのプバネーシュワルで、子どもと成人の道徳的な規範を調査した (Shweder et al., 1987)。ヘンリッヒと彼の同僚たちによる研究と同じく、ふたつの共同体に普及している規範にはたくさんの違いがあったが、その違いの多くは、被験者が7歳になるころまでにすでに確立されていたものだった。

もしかしたら、規範のもっとも印象的な(そしてもっとも見過ごされている)特徴は、規範がそれを抱く人々に強力な動機上の影響をもたらす、ということかもしれない。哲学者は長きにわたり、次のことを強調してきた。主観的な視点からすると、道徳的な規範は、その本人にとって独自の種類の権威をともなっており、それはふつうの道具的な動機とは異なるのだ、と。この哲学的な直観は、規範の心理に関わる奥深い経験的な真理を反映していると、私たちは考えている。規範に結びつけられるタイプの動機を、内在的な動機と呼ぶことにしよう。私たちの主張はこうだ。道具的な利益、将来の見返り、評判の向上といったものが得られる見通しがほとんどない場合であっても、そして、規範を遵守していないことがバレる見込みがとても小さい場合であっても、人々は規範を遵守する傾向を有しているのである。しかしいまの主張は慎重に扱われなくてはならない。どの時点であれ、ひとは複数の動機源に支配されているのかもしれない。したがって、人々がある規範を遵守するよう内在的に動機づけられている場合に、彼らは同時に、その規範を遵守するよう道具的に動機づけられているときだってあるかもしれない。また、人々が規範を遵守するよう内在的に動機づけられている場合であっても、道具的な理由からその規範を遵守しないこともあるかもしれない。それゆえ私たちの主張は、人々がいつだって規範にしたがうとか、規範にしたがうときには内在的な動機だけでそうしている、といったものではない。むしろ私たちの主張は、規範を遵守するときの動機の源として、ある独立した内在的なものを人間は示している、ということだ。そして、人々が規範を遵守するよう動機づけられるさいには、道具的な理由からだけで予想されるよりもさらに(かなりの程度までさらに)動機づけられている、ということなのである。

内在的な動機について私たちがおこなっている主張には、強調しておくに値する含意がある。決してすべてではないにせよ、多くの規範は個人に対して、利己的でないかたちで行動するよう命じるのである。もっと正確に言うと、そのひとの利己的な選好の充足を本当なら最大化するようなものに反するようかたちで行動せよと、多くの規範は個人に命じるのである。したがって、人々は規範を遵守するよう内在的に動機づけられていると述べるさい、私たちは以下の主張に与していることになる。規範を遵守するよう人々が動機づけられるとき、それを遵守したら、結果しばしば、まったく利己的でないかたちで行動することになる、という主張である。人々は規範を遵守するよう内在的に動機づけられているという主張を、哲学者は明ら

かで当たり前のことだとみなしてきた。一方で経済学者や進化に関心のある科学者はしばしば、利己的な合理性という観点からすると、そういった行動はとてもありそうにないと論じてきた (Barash, 1979, pp. 135, 167; Downs, 1957を見よ)。こういった理論家が用いる論証には深刻な欠陥があるように思われる。とはいえ、完全に論駁しようと思ったら、現在の話題からかけ離れたものになってしまうだろう。代わりにここでは、人々が規範にしたがうよう内在的に動機づけられているという主張に、実質的で直接的な経験的正当化があるということを強調しておく。

そういった証拠のいくつかは人類学と社会学からもたらされる。これらの分野にとって中心的な原理は、人々が自身の属する集団の規範を内面化している internalize というものだ。この内面化仮説によると、個人はある特徴的なスタイルの動機を示す。そしてそのスタイルだと、外部からの制裁がありえない場合でさえ、道徳的規則の遵守を内在的に価値づけるとされる (Durkheim, 1912/1968; Scott, 1971)。内面化は、一見したところ明らかでどこにでもあるような事実を説明するさいに訴えられる。すなわち、自分が属する集団の道徳的規則を遵守するよう教えられたら、その規則をかなりしっかりと遵守するパターンが終生にわたって示される、という事実である。さらに、こういったパターンの遵守が示されるそれぞれ個々の事例において、それが遵守されているのは、公にそうするよう強制されているからだ、というわけではない。あるいは、そのように強制されるおそれがあるからだ、というわけでさえない。内面化仮説と合致するかたちで、民族誌の記録は定期的に次のように報告している。規範の絶対性やその権威、さらに人々が規範に深い意味があるとみなすその様式のために、人々は規範を独自のものとみなすのである (Edel & Edel, 2000を見よ)。規範のこういった特徴からわかるように、規範を遵守することの基盤には、道具的な動機に加えて、さらになにかがある。

もっと身近なところだと、経済学者のロバート・フランク (Frank, 1988) が指摘したように、道具的な合理性の産物とみなすのがもっともらしくないような規則遵守の事例が、日々の生活にはいくつかある。彼が挙げる事例には、決して再訪することのない高速道路のレストランでチップを渡すこと、おぼれているひとを救うために川に飛び込むこと、誰もいない海辺でゴミを散らかさないようにすること、かなりの金額の入った落とし物の財布を返すことなど、たくさんのが含まれる。

この種の記述的なデータは十分に説得力のあるものだが、規範は内在的に遵守されるという主張を擁護したい人々は、ひとつ問題を抱えている。この主張に懐疑的な人々からすると、表面的には内在的な遵守行動に見えるものについて、利己的で道具的な動機を簡単に作りあげることができてしまうのである。こういった理由のために、競合する複数の仮説を区別できるような実験データが重要になる。社会心理学者のC・ダニエル・ベイトソンは、いくつかのすぐれた実験方法を用いて、援助という行動をとるさいの動機の構造を数年にわたり広範に研究してきた。ベイトソンの発見によると、援助行動を説明する最善の仮説は、人々が他者の福利を最終目的として推進する (とりわけ共感が関与する場合はそうである) というものだ。将来の見返りや社会的承認を得ることといった、より上位の利益を得るための道具として援助を扱



うような対立仮説は、援助行動についての最善の説明ではない、とされるのである (Batson, 1991)。これと同じような結論に達する文献が社会学と社会心理学にはたくさんある。こういった文献を検討したうえで、ピアビンとチャンはこう記している。

利他的に見える行動はよくよく調べてみると実は利己的な動機を反映していることが明らかになるはずだという、これまでの立場からのパラダイム・シフトが生じているようだ。むしろいま提示されている理論やデータは、真の利他主義一別のひとの利益となることを目標として行なうこと—がたしかに存在し、それが人間本性の一部だとする見解のほうと両立しうるのである (Pillavin & Chang, 1990, p. 27)

ところで、人々が最終目的として規範にしたがっていることを示す、もっとも説得力のあるデータは、実験経済学からもたらされるかもしれない。この分野では、公正さや互恵性という規範を遵守しようとする人々の動機を、正確に検出し、定量化することができる。ゲーム実験において被験者が、道具の合理性だけから予測されるよりもはるかに高いレベルで協力しあうという証拠が、いまや豊富にある。たとえば、一度きりかつ匿名でおこなわれる囚人のジレンマのゲームにおいて、被験者は決まって協力しあう (Marwell & Ames, 1981)。こういったゲームだと、協力を選択することはなすべき「公正な」ことだが、他方で裏切りを選択すると、被験者は相手がなにを選ぼうとさらに得をすることになる。さらに、ゲームは一度きりで、身元は匿名のままにされるとはつきり被験者に告げられる場合でさえ、同じ結果が得られる。被験者が依然として協力を決まって選択するという事実からわかるように、被験者は自身の利己的な選好を充足するはずのものを求めているのではなく、公正さや互恵性という規範を最終目的として遵守しているのである。同じような結果が得られたものとしては、公共財ゲーム、最後通牒ゲーム、ムカデゲームなど、他にもたくさんの種類のものがある (レビューとしては Thaler, 1992, とりわけその第2章と第3章を見よ)。

哲学者は、道徳的な規範を遵守する動機に内在的な性質があることを強調してきたが、それに加えて、規範への違反を罰する動機にも内在的な性質があることも認めてきた。カントはよく知られているように応報主義者だった。道徳的な規範に対する違反を罰することは、道徳的な義務であり、それには内在的な価値があると、彼は考えたのである。そして彼以外にもかなりの数の哲学者たちが、この応報主義的な立場を擁護してきた (Kant, 1887/1972, pp. 102-7; Ezorsky, 1972, ch. 2, sec. 2を見よ)。それとは別に、独自の道徳的伝統と結びつけられる哲学者たちもまた、道徳的な領域において罰を科す義務に重要な役割があることを認めてきた。たとえばミルによると、道徳的な違反は、社会がそれを罰すべきだと私たちに感じられるようなものだと言われる (Mill, 1863/1979, ch. 5)。そして他にも何人かの哲学者たちが同じような主張を展開してきた (Gibbard, 1990, ch. 3; Moore, 1987)。ここでもまた、そういった哲学的な直観がある奥深い記述的な真理を反映していると、私たちは考えている。

罰を科す内在的な動機について経験的に研究したものを論じる前に、先に述べた注意のいくつかをあらためて強調しておいて損はない。規範への違反を罰するよう人々は内在的に動機づけられていると主張するさい、その動機はいつでも罰的な行動に変換されると主張しているわけではない。人間の動機は多面的かつ複雑なものだ。ある規範に違反したひとを罰する内在的な動機が人々にあるとしても、同時に、そのひとを罰さない道具的な理由だってあるかもしれない。したがって罰する動機は、罰的な行動が生じる確率を高める役割を果たすが、あらゆる事例において罰的な行動に変換される必要はないのである。さらに、規範への違反が生じたらどんな場合でも、その違反を罰する内在的な動機が生じると主張しているわけでもない。むしろ私たちの主張は、規範への違反で、それが適切に顕著かつ重大なものである場合には、それを罰する動機が生じる、というものだ。したがって、規範に違反することとそれを罰する動機とのあいだには、たしかにしっかりとつながりがあるけれども、このつながりは、規範への違反が生じるたびに現実のものとなる必要はないのである。

規範に違反すると、怒りや憤りといった罰的な情動のどちらもが—さらに批判、非難、忌避、排除、あるいは物理的な危害さえも含まれるような罰的な行動が—社会の多くの人々から生じ、こういった態度や行動が規則の違反者に向けられることになる。この事実を立証する人類学と社会学の文献は幅広くある (Roberts, 1979; Sober & Wilson, 1998)。さらに、多くの社会学者たちが明示的に記してきたように、この非公式なタイプの、規範に違反することで与えられる罰は、あらゆる社会に普遍的にあらわれる。たとえば、村八分は人間が有するひとつの普遍であり (Brown, 1991)、陰口や批判は人間が有する普遍である (Dunbar, 1996; Wilson et al., 2000)。そして村八分や陰口などの非公式な制裁を活用する制裁システムは、あらゆる人間集団において、道徳的規範の違反者たちに適用されている (Black, 1998; Boehm, 1999)。

しかしここでもまた、次のように論じられるかもしれない。規範への違反者を罰する傾向が人々にあるという証拠はたしかにたくさんあるけれど、それはまったくもって利己的で道具的な理由からそうしているのだ、と論じられるかもしれないのである。たとえば、人々は罰することで違反者にメッセージを送っているのかもしれない。それによって、違反者は違反を繰り返すことを差し控えるのだから、罰を科したひとに利己的な利益がもたらされることになるだろう。しかし、罰する動機はしばしば紛れもなく内在的なものであり、したがって利己的で道具的な理由だけで罰が科せられるわけではないという、ちゃんとした証拠がある。

とりわけ目を引くひとつの発見がハイトとサビーニ (Haidt & Sabini, 2000) において報告されている。この研究において被験者たちは、ある規範からの逸脱が生じるようなシナリオの映画を見せられた。そしてこの被験者たちには、映画の結末としていろいろな選択肢が与えられた。すると被験者たちが好んだ結末は次のようなものだった。それは、規範から逸脱した張本人が苦しむはめになり、その苦しみが逸脱の代償なのだと本人にわかっており、さらには、人前で恥をかくことがその苦しみに伴うようなものだったのである。しかしさらに示唆に富むことがある。規範から逸脱したひとが自分のしたことは間違っていたと認め、心からの後悔を示

し、結果、人間として成長するような結末も、被験者に提示されたが、彼らはこの結末を拒絶したのである。このことから、罰を科す彼らの動機の基盤には、利己的で道具的な目的があるわけではないことがわかる。たとえば、規範を逸脱したひとから将来的に危害を受けることを避ける、といった目的があるわけではないのである。むしろ彼らはどうやら、違反者を罰する内在的な動機に促されているようなのだ。

規範への違反を罰する内在的な動機があることを示す、もっとも強力な証拠は実験経済学からもたらされる。1990年代初頭から実験経済学では、罰を科すさいの人々の動機を、コントロールされた実験室条件で研究することへの関心が高まっていった。多数の研究が示すように、さまざまな実験状況やゲーム実験で人々は、他者が規範的な規則に違反することについて、あるいは、規範的に捉えられた公正さに違反することについて—自分かなりのコストがあっても—それを罰する。このデータはとりわけ強力なものだ。というのもこのデータだと、罰する動機がどの程度まで利己的でないのか、どの程度まで道具的に不合理なのかについて、量的に測定することができるからだ。

文献上どんなパターンの結果が得られたかを例示するために、フェールとゲヒター (Fehr & Gächter, 2002) による研究を記すことにしよう。この研究では、240人の被験者が4人ずつのグループに分かれて公共財ゲームをおこなった。グループの各メンバーは20通貨単位 (MU) を与えられ、グループのプロジェクトに投資するか、あるいは自分のためにお金を取っておくかの、いずれかをすることができた。投資されるMUに対しては、その40%が4人のグループメンバーのそれぞれに、返金された。被験者が投資しないことを選択したら、その被験者はまるまるを残すことになった。こういった分配だと、被験者みんなが全額を投資すると、それぞれが32単位を受けとることになる。被験者みんなが投資しないことを選ぶと、それぞれが20単位をそのまま残すことになる。もちろん、ひとりの被験者が投資をしないことを選び、それ以外の被験者みんなが全額投資することを選べば、「ただ乗りの」被験者は44MUという、もっとも高額の見返りを受ける。このようにして公共財ゲームは、全体の利益と利己的な利害とのあいだに対立関係を設定する。

フェールとゲヒターは公共財ゲームにおける行動を、ふたつの条件—「罰あり」条件と「罰なし」条件—のもとで研究した。罰あり条件だと、毎回のゲーム期間が終わるごとに(ひとまわりの投資で一回となる)、被験者には他のひとたちの投資額が伝えられて、誰か他のプレイヤーを罰する機会が与えられた。誰かを罰する場合、罰を科す側に1MUのコストがかかり、罰を科される側への支払いからは3MUが差し引かれた。このように罰はコストのかかる行為だったが、罰せられる側には、それよりもさらにいっそう実質的な危害をもたらすものだった。フェールとゲヒターは、期間が終わるごとにグループの構成を変えて、全部で6期間にわたりこのゲームをおこなった。被験者は、自分のおかれたグループのメンバーの正体を知らなかった(そして参加者はみんなこのことがわかっていた)。それゆえ、罰を科すという行為から個人的に利益を得ることは誰にもできなかつたし、投資することや罰を科すことについての

評判を築くことも、誰にもできなかった。したがって、罰がただ乗りを躊躇させる限り、その躊躇からもたらされる利益は他のメンバーによって享受されたことになる。罰なし条件では、罰を科す機会がないという事実を除いて同じゲームを被験者はプレイした (Fehr & Gächter, 2002)。

この研究の結果はきわめてめざましいものだ。というのもそれは、利己的な経済的合理性のいくつかの原則に反しているように思われるからだ。第一に、罰なし条件の被験者は利己的な合理性が予測するよりもはるかに高いレベルで投資をおこなうことを、フェールとゲヒターは発見した。これは、人々が最終目的として公正の規範にしがっているという、私たちが先に述べた主張と合致するものだ。さらに、罰あり条件だと被験者が罰を科すこと、しかも確実に、重く罰を科すことを、フェールとゲヒターは発見した。6期間の実験で、被験者の84.3%はすくなくとも一度は罰を科し、34.3%は6期間で5回以上の罰を科した。被験者は、自分たちが毎回グループを交代し、自分たちの正体が毎回の交代後も匿名のままだということを知っている。そのため、罰を科すさいの彼らの動機は、利己的な合理性という観点からは説明できない。

より最近のいくつかの研究では、さらにいっそうめざましい結果が示されてきた。さまざまな実験状況やゲーム実験において人々は、規範的な規則、あるいはなにか規範的に捉えられた公正さに違反するところを観察するだけでも、しかも、規範に違反することの影響を彼ら自身は直接には受けないとしても、自分の身を切って他者を罰するのである (Fehr & Fischbacher, 2004; Carpenter et al., 2004)。見方によれば、この種の「第三者としての罰」の存在は、実のところまったくもって明らかで、驚くべきことではない (とはいえ、利己的な合理性という観点からすると非常に驚くべきことではあるが)。私たちがふだん社会的な文脈でひとと接するときの経験から明らかなように、規範に違反すると、その違反による危害を直接には被っていない第三者から、強力な怒りの感情がひきだされる。私たちの見解だと、この種の第三者としての罰の存在は、罰が利己的で道具的な理由だけで遂行されるのではなく、むしろ内面的な理由のために遂行されるということを、かなり決定的なかたちで示している。

罰の動機について最後に指摘しておくべき点がひとつある。子どもは自分が属する社会集団にある規範の内容に関して、指示 (すくなくともなんらかの社会的な入力) を与えられる。他方で、規範への違反を罰する必要性については、入力を与えられることがあるにしても、ごくまれである。したがって驚くべきことに、規範的な規則を獲得する子どもは、その規則に違反する人々に対して罰的な態度を体系的に示すが、そのさい、そういう罰的な態度を示すよう教えられたわけではないのである。たとえば、赤ちゃんをたたくことは悪いことだと学ぶ子どもは、赤ちゃんをたたく人々に怒りや敵意などの罰的な態度を示すべきだと教えられる必要はないのである (Edwards, 1987)。



#### 4. 規範を可能にする心理的アーキテクチャ

本節では、規範を獲得したり実装したりするさいの基礎にある心理メカニズムについて、ひとつの理論を簡単に描写することにしよう。この理論では、ふたつの密接にリンクした生得的なメカニズムが拮定される。一方のメカニズムは規範の獲得を担当し、他方のメカニズムは規範の実装を担当する。獲得メカニズムの機能は、ある規範がその土地の文化環境に普及していることを示す行動上の手がかりを特定し、その規範の内容を推論し、その内容についての情報を実行システムに受け渡すことにある。そして実行システムにおいて、問題の情報がたくわえられ、使用されることになる。獲得メカニズムは、発達のかなり早い時期に作動しだすもので、そのはたらきは自動的に不随的なものだというのが、私たちの主張である。人々はそのメカニズムをオンにする必要はなく、またオフにすることはできない—ただし、成人してある時点から獲得メカニズムがしだいに勝手にオフになる、といったことはあるかもしれない。実装メカニズムは一連の機能を遂行するが、その機能のなかには以下のものが含まれる。獲得メカニズムにより獲得された規範的な規則からなるデータベースを維持すること、そういった規則を最終目的として遵守する内在的な動機をうみだすこと、規則違反を検出すること、そして、規則に違反したひとを罰する内在的な動機をうみだすことである。図1は、私たちが拮定しているメカニズムを「ボックスと矢印で」描いたものである。

これまでのふたつの節で私たちはいろいろな事実を整理してきた。そしていま描写したメカ

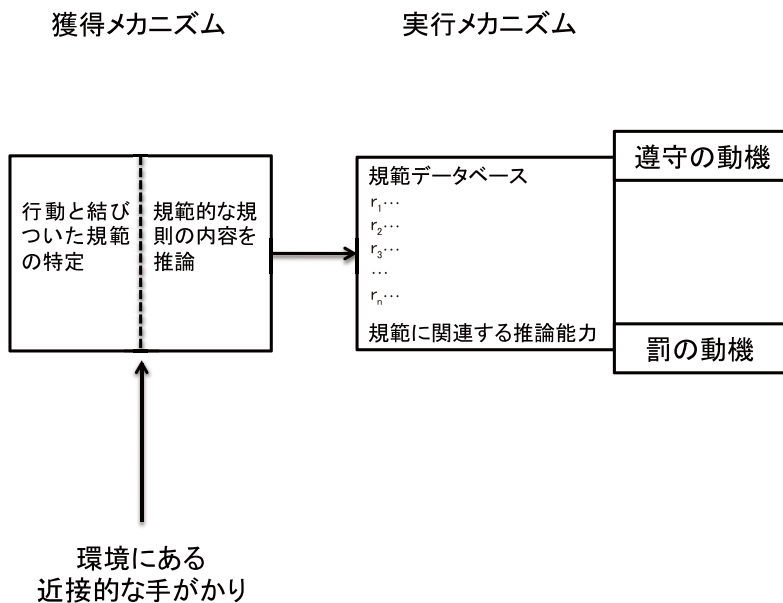


図1 規範の獲得・実装の基礎にある生得的なメカニズムを「ボックスと矢印を用いて」描写し、一次審査を通過したもの。

ニズムの集まりは、これら諸事実の多くを説明するための一次審査を問題なく通過しうると私たちに思われるものを与えてくれる。規範の獲得を担当する生得的な部分は、規範が普遍的にあらわれるという事実、人々が自分の属する集団の規範を獲得するという事実、規範の獲得がしっかりとした個体発生パターンにしたがうものでそれはかなりはやい時期にはじまるという事実を説明する。生得的な実行部分は、人々がなぜ規範を遵守するよう内在的に動機づけられているのか、なぜ規範に違反したひとを罰するよう内在的に動機づけられているのかを説明する。この部分はさらに、なぜ子どもがそうするよう教えられていなくても規範に違反したひとに罰的な態度を示すのかも説明する。もちろん、これまで記してきた機能を遂行するメカニズムを措定することは、理論構築の第一段階にすぎない。それにもかかわらず、ふたつのまったく別の理由から、それが重要なステップだと私たちは考えている。第一にこれは、規範の獲得および実装を可能にする生得的なメカニズムについて、実質的な主張をおこなっている。そして、第2節と第3節で私たちが整理した諸事実は、いま描写した機能を遂行する生得的な心理メカニズムを措定しないと、説明できそうにない。第二に、私たちが用いるボックスと矢印の図は、それが答えるよりも多くの問いを生じさせることになるが、同時にまた、そういった疑問に取り組むことのできる体系的な枠組みを与えてもくれる。以下の節では、私たちの与える理論的な枠組みによってさらに明確になると思われる問いのいくつかを論じることしよう。とはいえ、それに取り組む前に、以下のことを強調しておかなくてはならない。心がどうやって規範的な規則を扱うのかについての説明は、いやおうなく、いま記した心理的なメカニズムよりもはるかに複雑なものとなるだろう。つまりこのメカニズムは、そういった複雑な説明の一部をなすにすぎないのである。このさらに複雑な箇所いくつかは第5節で述べられることになる。

## 5. いくつかの未解決の問題

言うまでもなく、第4節で描写された理論的な枠組みでは答えられないままとなっている問いがたくさんある。本節では紙幅の関係上、そのなかの6つを論じるだけにしておこう。

### 5.1 規範 vs. 道徳的な規範

規範にまつわる社会的なレベルの事実と個人的なレベルの事実の一覧を整理してきたが、そこで私たちがおこなった主張のなかには、かなりはっきりと道徳的な規範に関わるものもあれば、もっと規範一般に関わるものもあった。では、これらふたつのあいだの関係はどうなっているのだろうか。第1節で述べたように、私たちの考えにしたがうと、規範とは、私たちがそれを特徴づける場合、社会科学における理論的に重要な自然種である。また、道徳的な規範だと直観的に認められるカテゴリと、私たちの理論で措定される規範データベースに最終的に取

まりうるような規範のクラスとでは、それらの外延が一致しないということも、私たちには至極もつともだと思われる。外延のミスマッチとしてもつとも明らかなのは、おそらく次のようなものだろう。どんな食料を食べることができるのか。死体をどうやって処分すべきなのか。高位の人々への敬意をどうやって示すべきなのか。それ以外にも、私たちの常識的な直観からすれば道徳的とはされないような一群の問題を支配するたくさんの規則が、多くの文化の多くの人々にとって、規範データベースに含まれるのである。それでは、私たちの常識的な直観はじっさいにはなにをとりだしているのだろうか。ひとつの可能性は「道徳/慣習の区別」に関する有力な文献 (Nucci, 2001; Turiel, 1983) に後押しを見いだすかもしれない。それによると、道徳的な規則や規範はもうひとつ別の自然種だとされる—すなわち、規範データベースに入っている諸規範の部分集合であるか、あるいは、規範データベースに入っている規則のいくつかと入っていない規則のいくつかからなるクラスであるか、そのいずれかだとされるのである。ケリーとスティッチ (Kelly & Stich, 2007) によると、道徳/慣習の区別に関する実験研究は道徳的規則が自然種だという主張を裏づけるわけではないとされるが、もしかしたら、別のルートからも同じ結論が下されうるかもしれない。もうひとつの選択肢によると、どの規則が道徳的かについての私たちの直観は、文化的にローカルなプロトタイプや事例の集まりによってガイドされたものとされる。そういったプロトタイプや事例は、西洋の宗教的・哲学的伝統の影響を強く受けており、それらが自然種をとりだすことなどないと思われるのである。さらに第三の可能性として、道徳的な規則は、私たちの理論において特徴づけられる規範とまったく同じ自然種を構成すると判明することだってあるかもしれない。この見解だと、クジラを魚の一種だとする一般人の直観が間違いであるのとほぼ同じように、どの規則が道徳的かについての私たちの直観は、ときにまったくの間違いだということになる (Sripada, in prep.)。ある規則が道徳的な規則である (あるいはそうではない) という決定に、人々はどうやって取り組んでいるのか。このことについての経験的な研究はたしかに、いま挙げた三つの選択肢をめぐる議論に関わってくるだろう。しかしこの議論はまた、意味論と形而上学の境目にある争点を伴うことにもなる。そして、多くの場合それらの領域における進歩をちゃんとみさだめることは困難なのだから、すぐに問題が解決するはずがないように思われる。

## 5.2 近接的な手がかり

規範獲得メカニズムがおこなう仕事のひとつは、ある規範がその土地の文化環境に普及していることを示す行動上の手がかりを特定することである。では、その手がかりとはどういったものなのか。規範とは、私たちがそれを特徴づける限り、それに違反すると罰せられるような規則のことである。したがって、獲得プロセスにとっての近接的な手がかりには、罰が伴わなくてはならないと考えられるかもしれない。しかし私たちはそれが疑わしいと考えている。というのも、いくつかの規範的な規則については、違反に罰が科されるところを子どもが観察す

る前に、あるいは、規則への違反をまったく観察していないとしても、明らかに獲得されているからだ。規範を獲得するための近接的な手がかりについてのもうひとつの仮説は、認知心理学者のジェームズ・ブレアによるものだ。ブレアの提案はこうだ。子どもがある特定の行為を遂行したときに、それにあわせて保護者などが悲しい顔を示すことこそ、その行為が規範からの逸脱だとみなされていることを、その子どもに伝えるとされるのである。この主張のための証拠は、サイコパスが標準的な被験者と比べて悲しい顔にアブノーマルな情動的反応を示し、さらに道徳的な推論にサイコパス特有の欠陥を見せるという発見からもたらされる。この発見からわかるように、サイコパスは規範的な規則をちゃんと獲得していなかったのである (Blair, 1995; Blair et al., 1997)。しかし、ニコルズ (Nichols, 2004, ch. 1) は、ある説得力のある批判のなかで、ブレアの仮説が二重に間違いだと言っている。それによると、悲しい顔は規範獲得のトリガーとなるのに必要でも十分でもないと言われる。

人類学の文献からもたらされる興味深い証拠として、規範の獲得を容易にする近接的な手がかりには、すくなくとも部分的には、明示的な言葉による指導が含まれていることを示唆するものがある。心理学者のキャロリン・ポープ・エドワーズは、ケニア南部のルオ語コミュニティにいる子どもたち、およびニューヨークのボキプシーにある幼児教室の子どもたちのあいだで日々生じている、規範からの逸脱を記録したものを分析した。そして、規範を獲得し発達させる過程で、子どもたちが頻繁に、明示的な言葉による指導を（さらには言葉による命令や脅しを）繰り返し受けていることを発見した (Edwards, 1987)。しかし、どの近接的な手がかりが規範獲得のトリガーになっているのかという問いは、依然としてまったく未解決の問題であり、さらに多くの研究が必要である（さらなる議論としてはDwyer, 2006; Nichols, 2005を見よ）。

### 5.3 表象のフォーマット：規範はどうやってたくわえられるのか

規範に関わる推論を研究している多くの哲学者や心理学者は、規範というものが、おそらく義務論理のかたちで整えられた、文に類似したフォーマットとしてたくわえられているのだらうと想定している。しかし、規範が通常このようなかたちでたくわえられているのかどうかは、まったく未解決の問題だと私たちには思われる。カテゴリ化の心理学における最近の文献は、それに替わる説明として、いくつか見込みのあるものを示唆している。

事例理論 exemplar theory (Murphy, 2002; Smith & Medin, 1981) は、とりわけ興味深い選択肢を提供してくれるものだ。この説明だと、規範は事例の集まりというかたちでたくわえられていることになるだろう。ここでの事例とは、規範によって求められたり禁じられたりする行為の、具体的で典型的な例の表象だと考えることができる。たとえば人々は、無防備な子どもをたたくことや、教会の献金皿からお金を盗むことを伴うシナリオを、禁じられる行為の事例としてたくわえているのかもしれない。また、死に際の約束を守ることや、苦しんでいる見知らぬひとを助けることを伴うシナリオを、求められる行為の事例としてたくわえているのかもし



れない。規範にガイドされて下される判断について、事例ベースの理論なら次のような説明をするだろう。人々は新たに出会った行為を、先のようにしてたくわえられた事例との類似性に照らして判断する—そしてもしある行為が禁止行為の事例に十分に類似したものだとなれば、その行為は許されないものだと判断されるだろう、と<sup>(2)</sup>。この説明がどう機能しうるかという、ひとつにはこうだ。ある行為が許されるかどうかの判断に達するさい、人々は自分のたくわえている事例すべてを網羅的に探索し、それぞれの事例を評価対象の行為と比べるのである。これよりもさらに複雑な（そして私たちの見解だと、もっと見込みのある）ヴァージョンの説明だと、許されるかどうかについての判断をするとき、人々は自分のたくわえている事例すべてにアクセスするわけではないとされる。むしろ、そのひとつが最近どんな認知や情動を経験してきたのか、このことが要因となって、関連事例の部分集合が「プライム」、つまり活性化されるのである。そして判断をもたらすさいに活用されるのは、この部分集合だけだとされる。このヴァージョンの説明だと、あるひとは同じケースであっても場面ごとに違う判断を下すかもしれない。というのも、最近の事情が異なれば、たくわえられている事例のなかでも別々の部分集合がプライムされるからだ。スティッチ (Stich, 1993) は、事例ベースの説明が道德判断の多くの側面について、もっともらしい説明を与えてくれるのではないかと推測している。たとえばこの説明は、道德教育における神話や比喩の重要性を明らかにするのに役に立つ。というのも、そういったストーリーは、道德的に賞賛に値するふるまいと非難に値するふるまいの事例からなる、豊かなストックを構築するのに役立つからである。さらに道德判断は、あれやこれやの事例をプライムしうるような要因に（たとえば、あるケースを記述するさいに用いられる情動の「空回り」に）とても可感的だと思われるが、この事実についても事例ベースの説明は容易に解き明かしてくれるのである。

カテゴリ化の心理学における文献は、許されるかどうかの判断の基礎にあるプロセスを理解する方法として、事例ベースのアプローチ以外にもいくつかを示唆している。そこに伴う表象構造には、とりわけ、プロトタイプ・ステレオタイプ・理論・ナラティブといったものが含まれるだろう（包括的なレビューとしてはMurphy, 2002を見よ）。さらに、許されるかどうかの判断に関する理論として、コネクショニズムに着想を得たものを提案してきた理論家もいる (Casebeer, 2003)。文脈ごとに別々の事例が活性化されるとほとんど同じように、許されるかどうかの判断の基礎にあるプロセスもまた、文脈ごとに異なるのかもしれない。これはひとつの興味深い可能性である。たとえば、日常的な規範認知の文脈だったら、とりわけ、許されるかどうかの判断が迅速かつ「すぐさまに」なされる場合だったら、その判断を形成するさいに人々は事例ベースのプロセスを活用するのかもしれない。しかし、反省する時間が十分にあるときには、自分のたくわえている一般的な規則や原理と、対象となる行為がどのような関係にあるかを考えたうえで、その行為を慎重かつ丹念に査定し、そうすることで、許されるかどうかの判断を形成しようとするのかもしれない。とはいえ、急いで付け加えなくてはならないが、以上のことはすべて、ただの推測にすぎない。規範の表象フォーマットについての経験的

な研究は、まだはじまったばかりなのである。

#### 5.4 情動の役割

道徳判断や道徳的な行動の基礎にあるプロセスでは情動が中心的な役割を果たしている、そのように提案する長き伝統が哲学にはある (Gibbard, 1990; Hume, 1739/1964)。情動は、私たちがこれまで描写してきた規範の心理と、いろいろなかたちで相互作用しうるのであろう。それがどうあれ、規範への違反者を罰する動機が生じるさいに、そこに情動が伴うというのは、証拠からしてこのうえなく明らかなと思われる。じっさい、罰の動機に介在するような普遍的で種に典型的な情動構造が人間にはある、ということを示唆するデータがかなりある。この証拠によると、以下の三つの現象が密接につながっているとされる。すなわち、規範的な規則への違反・特定の情動—嫌悪や軽蔑もそうだが、とりわけそこには怒りが含まれる—の経験・情動をひきだすものを罰する強い動機の経験、である (レビューとしてはHaidt, 2003を見よ)。関連する文献は膨大にあるが、あまりまとまってははいない。いくつかわかりやすい例だけを挙げておこう。

クラウス・シェラーと彼の同僚たちは、質問紙法を用いて、情動についての大規模な文化横断的研究をおこない、怒りの情動をひきだすものとして、不公正さと不道徳さを被験者は特に高く格づけすることを発見した (Sherer, 1997)。デイヴィド・スローン・ウィルソンとリック・オゴーマンは虚構シナリオ法を用いて、次のことを発見した。それによると、「不当な扱いを受ける」ひとの立場に立つよう求められた被験者は怒りを経験し、そのひとの怒りの強さは、違反される公正さの規範がどれほど重要かによって決まるのだとされる (Wilson & O’Gorman, 2003)。別の研究でローレンスと彼の同僚たちが発見したところでは、少量のドパミン受容体拮抗薬スルピリドは、いくつかの怒りの測定において選択的欠損をもたらす。さらに、他者が公正さの規範に違反したことについて被験者がそれを罰しようとする点で測定すると、それは罰の動機にも選択的欠損をもたらす (Lawrence et al., 2002; Lawrence, personal communication)。これらの研究は、私たちの考えるところでは、規範への違反・情動反応・罰する動機のあいだに密接なつながりがあることを示している。そしてこのことから、規範への違反者を罰する内在的な動機に情動が介在していることがわかるのである。

最近おこなわれた、とりわけ独創的な実験において、ホイートリーとハイト (Wheatley & Haidt, 2005) は、道徳判断をもたらすさいにも情動が関与しているように思われることを示した。この実験では、被験者は催眠をかけられて “take” や “often” といった情動的に中立的な単語をみかけたら嫌悪を感じるようにされた。そのうえで被験者は、人々が道徳的に問題のあるふるまいをするシナリオか、まったく問題のないふるまいをするシナリオについて、判断を下すように求められた。被験者の半分には、催眠下で指定された語を含むバージョンのシナリオが与えられた。もう半分は、ほぼ同じバージョンだが、催眠下で指定された語が省かれ

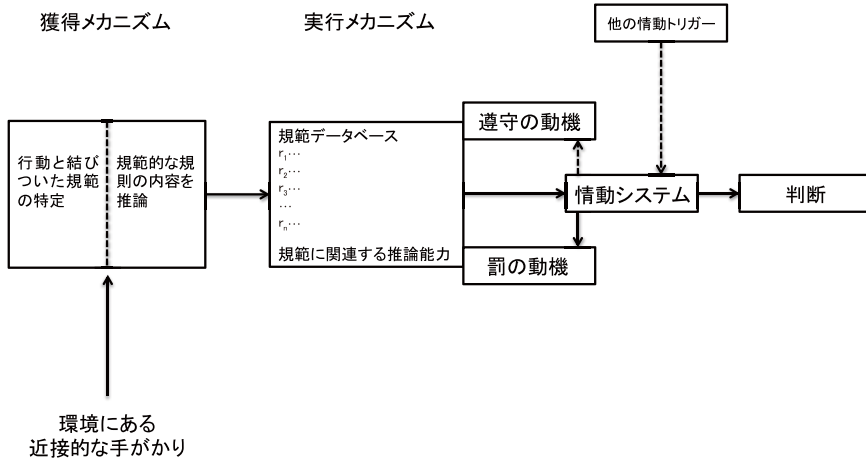


図2 規範の獲得・実装の基礎にあるメカニズムを、情動システムの役割を含めてさらに詳細に描写したもの。証拠によってちゃんと裏づけられていると私たちが考えるつながりは、実線によって示されている。より推測にもとづいたつながりは破線によって示されている。

たシナリオを受けとった。道徳的に問題のあるシナリオにその語があらわれると、被験者はその逸脱をより厳しく評価するようになった。一方、問題のないシナリオにそういった語があらわれると、かなりの数の被験者は、その主体の行為が道徳的に疑わしいと判断するようになった。こういった発見からわかるように、情動は、被験者が気づいて報告しようとするような道徳判断をうみだすことに関与しているのかもしれない。しかし、情動がいつでも道徳判断をうみだすことに関与しているかどうかは、まったく不明である。神経画像の研究をもとにグリーン (Greene, 2004) がおこなった提案だと、道徳判断に至る第二の道筋があるかもしれない—そしてそこにはおそらく明示的な推論が関与しているのだろう—その道筋には情動がまったく伴っていないかもしれない、とされる。

以上の論点について本格的な経験研究が近年さかんになっているという事実は心強い。とはいえ、私たちの知らないことは明らかにまだたくさんある。情動は、罰の動機をうみだすことに関与するだけでなく、遵守の動機にも関与していると考えたくなるが、この推測を裏づけしてくれるような説得力のある証拠を、私たちは見いだすことができなかった。さらに、道徳判断が生じるさいに伴う情動システムについては、規範システム以外の心の構成要素もそのトリガーとなりうる。したがって、このプロセスのしくみやそれが道徳判断にどう影響を与えているのかがもっとわかったら、それは実に興味深いことだろう。図2は、図1で与えられた必要最小限の図式に、情動システムのいくつかの要素を加えたものである。

### 5.5 明示的な推論の役割

規範の心理に関わる問いで、もっとも興味深く重要なもののいくつかは、人々の判断とその

行動を形成、正当化するさいに明示的な推論が果たす役割に焦点をあてる。歴史的には、哲学者たち、とりわけカントの伝統に連なる人々と、心理学者たち、とりわけコールバーグの伝統に連なる人々は、新たな規範的規則や原理を特定・受容するさいに明示的な道徳的推論が果たす役割を強調してきた (Kohlberg et al., 1983)。コールバーグ主義者によると、人々は一連の道徳的なステージを通過してゆくのだとされる。最初のほうのステージは、利己的な種類の思考によって特徴づけられ、後のほうのステージは、より客観的で自己を切り離れた思考によって特徴づけられる。コールバーグによると、推論と反省のプロセスを通じてはじめて、人々は最初のほうの利己的なステージから離れ、合理性という点からしてそれよりも受容可能であるはずの、もっと客観的な視点を採用するようになるのである。

コールバーグ流の図式だと、まっさらな道徳的原理を発見することに、推論や合理性が関与しうることになりそうだが、私たちはこの主張にどちらかといえば懐疑的だ。というのも、合理性だけでどうやって無から新たな道徳的原理が発見されうるのか、よくわからないからだ。しかしコールバーグを解釈するやりかたとして、もっと妥当なものが別にひとつある。コールバーグはしばしば、道徳的な推論において「理想的な視座をとること」の重要性を強調する (Kohlberg, 1981)。それによると、人々は道徳的なジレンマを解消するための原理として可逆的なものを、つまり、そのジレンマにおいて主体の占める役割とは関係なく適用される原理を見いだそうとしているのだとされる。人間心理についての厳然たる事実としてコールバーグが示唆しているように思われるのは、次のようなことだ。不可逆的な原理は満足いかないものとみなされ、そういった原理は道徳的な発達過程を通じて徐々に、もっと十分に可逆的な原理に置き換わっていくのである。したがってコールバーグを理解するひとつのやりかただと、彼の提案は、人々が暗黙の道徳的な「メタ原理」を抱いている、というものになる。そしてこのメタ原理によると、可逆性のテストをパスするような道徳的原理と、そこまで可逆的でない競合原理がある場合、後者よりも前者を優先して受け入れなくてはならない。この解釈だと、問題のメタ原理は純粹理性だけでは規定されないが、それにもかかわらずそれは重要なもので、おそらくは普遍的な原理であり、道徳の領域における高レベルの推論のはたらきを支配するものとなる。規範の心理において明示的な道徳的推論が果たす役割はもうひとつある。あるひとがもともと持っている道徳的な諸信念のなかにある不整合性をみさだめて、そうすることでこれらの信念を改訂できるようにすることだ。自分の規範的な諸信念のなかにある不整合性をみさだめて、全体としての整合性を高めるように改訂や調整をするという、この基礎的な手続きを、道徳哲学者たちはしばしば「反省的均衡 reflective equilibrium の方法」と呼ぶ。

これまでのふたつの段落で私たちは、人々の道徳的な信念と、人々が受け入れる道徳的な原理について、かなり緩やかなかたちで言及してきた。しかしこれらの信念と原理は、私たちの理論が措定する規範データベースにたくわえられている規範と、どのように関係するのだろうか。ひとつの可能性は、これらがまったく同じものである—道徳的な信念と原理は、規範データベースにあるものにほかならない (あるいは、おそらくその部分集合にほかならない) —と



いうものだ。そうだとすると、明示的な推論がこれまで描写してきたようなかたちで道徳的信念を修正しうるのだとすれば、この種の推論は規範データベースの内容を修正しうることになる。しかし第4節で注意したように、私たちが詳述してきた規範の心理は、規範的な規則を扱うさいに心が活用する複雑なシステムの一部にすぎないだろう。それゆえ、コールバーグたちの関心の対象となっている道徳的信念と原理は、心の他のところにたくわえられているというのも、まったくありうることだ。たとえばそういったものは事実的な信念といっしょに「信念ボックス」にたくわえられているのかもしれないし、規範システムとは別の専門システムに属しているのかもしれない。これらふたつの選択肢はどちらも、私たちが二重帳簿仮説 two sets of books hypothesis と呼ぶものの1バージョンである。そしてそれらは、他のいくつかの心理的な能力に対して提案されてきた「二重態度 dual attitude」「二重過程 dual processing」理論 (Chaiken & Trope, 1999; Stanovich, 1999; Wilson, Lindsey, & Schooler, 2000) と広く調和するものだ。この二重帳簿仮説のための証拠が豊富にあるわけではないことを、まずは認めなくてはならないであろう。しかし私たちは、なんらかのバージョンの二重帳簿仮説が正しいのではないかと考えている。ふだんよく見られるように、人々は自分の道徳的信念のなかにある不整合性をちゃんと認識していて、そのなかのあるものについては合理的に改訂をするけれど、しかしその変更はしばしば表面的におこなわれるにすぎない。もし二重帳簿仮説が正しいとすれば、そういったよくある観察を説明するのに大いに役立つであろう。それによると、現実世界で生じる事例に向けられる、自動的で直観的な反応は依然として、昔からある不整合な規範に支配されているのである。

道徳的信念がどこにたくわえられているにせよ、道徳的推論についてのコールバーグ流の説明と、反省的均衡による説明のどちらもが認めることがある。すなわち、明示的な道徳的推論と明示的な道徳的信念は、人々の道徳判断の内容を決めるさいに重要な因果的役割を果たしている、ということだ。そのためどちらの理論も、道徳判断についての合理的な説明と呼ぶことができる。しかし近年、合理主義的な見解に対して、社会心理学者のジョナサン・ハイトが異議を唱えてきた。ハイトによると、因果関係はしばしば、合理主義的な理論において提案されるものとは逆だとされる—道徳的な推論が道徳判断の形成に貢献するのではなく、むしろ、多くの道徳的な推論はじっさいには事後的な正当化だとされるのである。人々の道徳判断は通常、手元の事例に情緒的に反応することで決められるのであり、人々はその後に明示的な推論プロセスを用いて、すでに情動に駆られてたどりついてしまった判断を正当化するのだと、ハイトは論じるのである。

この「情動的な犬と合理的な尻尾 emotional dog and rational tail」という図式を擁護するにあたって、ハイトは「道徳的に啞然とすること moral dumbfounding」と彼が呼ぶ現象を明らかにする (Haidt, 2001)。この現象において被験者は、受けいれることができないと多くの人々に思われる行為を描いたシナリオに直面する。しかしこのシナリオは慎重に考案されていて、問題の行為がなぜ間違っているのかを尋ねられるときに提示される典型的な理由が使えないよう

になっている。たとえばひとつのシナリオはこうだ。

ジュリーとマークはきょうだいです。ふたりは大学の夏休みに一緒にフランスを旅していました。ある晩、ふたりは他に誰もいない海辺の小屋で一夜を過ごしました。そしてふたりは、セックスを試みたらきっと面白くて楽しいだろうと思いました。すくなくとも、ふたりのそれぞれにとって、それははじめての経験になるようなことでした。ジュリーはすでに避妊薬を飲んでいましたが、マークは念を入れてコンドームを使いました。ふたりはどちらもセックスを楽しみましたが、もうしないでおこうと決めました。ふたりはこの夜を特別な秘密のままにしておきました。そうすることで、ふたりはお互いにもっと親密になったように感じました。あなたはこのことについてどう考えますか。このふたりがセックスしたことに問題はなかったのでしょうか (p. 814)

被験者は、そのきょうだいセックスしたことは間違いだったと即座に述べる。しかし、そういった判断に与えられる典型的な理由—近親交配の危険や長期にわたり感情が傷つけられること—は、この場合にはあてはまらない。それにもかかわらず被験者は、そのきょうだいのやったことが間違いだったという自分の判断にこだわって「なぜかはわからないし、説明もできないけれど、とにかく間違いだってことはわかるんだ」といったことを述べるのである (Haidt, 2001)。ハイトによると、「道徳的に啞然とする」という現象からわかるのは、迅速に機能する情動駆動のシステムがあり、それがすくなくともいくつかの道徳判断をもたらすさいに主要な

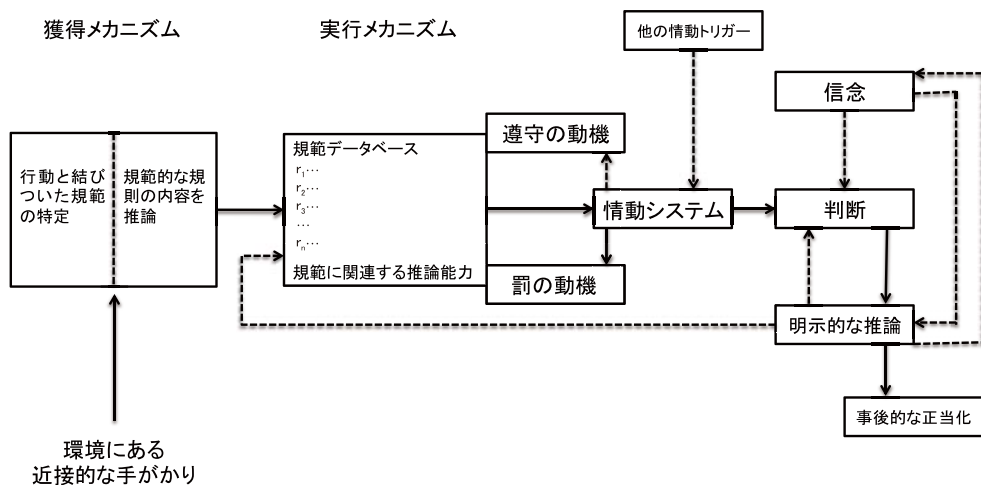


図3 規範の獲得・実装の基礎にあるメカニズムを描写したもの。道徳判断を下したり道徳的な信念を形成したりするさいに明示的な推論が果たす役割についての、さまざまな提案が含まれている。証拠によってちゃんと裏づけられていると私たちが考えるつながりは実線によって示されている。より推測にもとづいた、経験的な裏づけがほとんどないつながりは破線によって示されている。

役割を果たしていることだとされる。対照的に、明示的な道徳的推論の果たす役割は多くの場合、情動に駆られてもたらされた判断について、社会的に容認できるかたちでの正当化をみつけることだけなのかもしれない。

道徳判断を下したり道徳的な信念を形成したりするさいに明示的な推論がどんな役割を果たしているかについての、さまざまな提案を図2に加えたものが図3である。

## 5.6 生得的な制約とバイアス

私たちがこれまで描写してきた理論だと、規範獲得メカニズムの機能は、自分の周りの文化環境にある規範を特定して、その内容を推論し、その情報を規範の実装を担当する部分に受け渡すことにある。規範を獲得するプロセスを—そして諸文化を通じた規範の分布パターンを—さらに深く理解するためのひとつのやりかたは、この獲得システムがどのようなかたちで生得的に制約されているのか、あるいは生得的にバイアスを受けているのかを調べることだ。そしてこういった問題について考えるための背景として、次のような帰無仮説を考えるのが有用だとわかった。その仮説の主張によると、獲得システムは制約やバイアスをまったく示すことがなく、子どもの文化環境にあらわれている規範のすべてを、そしてそれだけを獲得するだろうとされる<sup>(3)</sup>。近づくものすべてを食べまくるテレビゲームのキャラクターに着想を得て、私たちはこれを「パックマン・テーゼ」と名づけた。パックマン・テーゼが正しいとすれば、規範獲得システムは等しく非選択的かつ非制約的なものとなる。しかし、すくなくとも四つのかたちでパックマン・テーゼが誤りだと判明するかもしれない。そしてそのそれぞれに応じて、別々のタイプの制約やバイアスが規範の獲得に課せられることになる。

パックマン・テーゼはどうやって誤りとなるのか。おそらくもっとも明らかなのは、いくつかの規範的な規則が生得的であることによってであろう。心理学における生得性主張をどう解釈するのがもっともよいのかを論じる哲学上の文献はかなりある (Cowie, 1999; Griffiths, 2002; Samuels, 2002)。とはいえ私たちの目的からすると、ある規範的な規則が生得的であるのは以下のような場合だと考えることができる。すなわち、たとえ (なにか特別な諸事情の集まりの結果として) ある子どもの「文化的な親」—その子どもが規範獲得プロセスのあいだに出会う人々が自身の規範データベースにその規則を持ちあわせていないとしても、さまざまな遺伝的・発達の要因によって、その規則が広範な環境条件を通じてその子どもの規範データベースに生じるであろう場合である。もしこの種の生得的な規範があったら、それはほぼ確実に普遍文化となるだろう。特別な事情がない限り、そういった規範はあらゆる人間集団に見いだされると予想されるはずだ。しかし第2節で注意したように、民族誌の証拠と歴史的な証拠は、そういった例外のない普遍の存在を裏づけていない。それゆえ、学ぶべきところは依然としてたくさんあるが、利用可能な証拠からして生得的な規範が存在することは裏づけられていないと、私たちは考えることにしたい。

バックマン・テーゼは別のかたちでも誤りとなるかもしれない。もしかしたら、規範として可能なものは、特定の集まりに生得的に限定されているのかもしれないのだ。そのばあい規範はどれも、それを獲得するなかで、この集まりのなかからもたらされなくてはならないことになる。では、この「生得的に限定された可能性の空間」という考えはどうやって明らかにされるのか。ひとつのやりかたは、ノーム・チョムスキーが言語学習に対してとったアプローチ、すなわち、原理とパラメータにもとづくアプローチ (Chomsky, 1988) とのアナロジーに頼ることだ。チョムスキーによると、言語機能はパラメータの集合と結びつけられ、これらのパラメータは許容しうるなかでさまざまにセットされうる。子どもがこうむる言語経験は、この言語機能と結びつけられたパラメータを「オンにする」役割を果たし、このようにして、子どもの成熟した言語能力の重要な側面が説明されることになる。パラメータは、人間的見地からして学習可能な言語のクラスを暗に定義する。それゆえ、かりに子どもがこのクラスの外側にいる言語に直面したとしても、それを学習することはないであろう。ある理論家たちが提案してきたところでは、広い意味でチョムスキー流の、原理とパラメータにもとづくモデルは、道徳的規範の獲得を理解するのに有用な方法を与えてくれるかもしれない。さらにこのモデルは、規範が多様であることと普遍的な生得的制約が存在することがどうやって両立しうるのかを説明する役割も果たすとされる (Dwyer, 2006; Harman, 1999; Mikhail et al., 1998; Nichols, 2005, Stich, 1993)。マーク・ハウザーと彼の同僚たちによる最近の実験研究を見るとわかるが、危害をめぐる規範の領域には、広い意味でチョムスキー流の普遍的な制約が、じっさいにあるのかもしれない (Hauser et al., 2007)。

とはいえ、規範の獲得は生得的に限定された可能性の集まりによって制約されているという考えを理解する方法は他にもある。そしてそれは、チョムスキー流の原理とパラメータにもとづくモデルとは、重要な点で別物であるように思われる。たとえばアラン・ペイジ・フィスクは、人間のあらゆる社会的交流を構成するような、4つの関係モデルがあると提案してきた。すなわち、集団における共有・等価による適合・権威にもとづく順位づけ・市場価格の決定である (Fiske, 1991)。フィスクによると、さまざまな人間集団を通じて見いだされる、社会的な取り決めや社会的関係の多様性は、最終的には、これら4つの関係モデルのはたらきの観点から理解されうるとされる。さらにリチャード・シュウィーダーと彼の同僚たちは、あらゆる人間社会にある道徳システムが、共同体・自律・神性という、いわゆる三大ファミリーのなかのひとつに収まるように構成されていると主張してきた (Shweder et al., 1998)。ポール・ロージンと彼の同僚たちはこの考えを広げて、道徳性の三大ファミリーにはそれぞれ情動が結びついており、これらの情動は人々の道徳的な反応を媒介するさいに主要な役割を果たしているという提案を加えた—そしてこれらの情動はそれぞれ、軽蔑・怒り・嫌悪だとされる (Rozin, Lowery, et al, 1999)。フィスク、シュウィーダーとその同僚たち、そしてロージンとその同僚たちによって提案される考えは、興味をそそるものだ。しかし彼らの考えをどう理解するのがもっともよいのだろうか。獲得可能な道徳的規範の空間を制約ないし限定するような、そういった役割を



果たす生得的な構造を指定しているのだろうか。それとも、彼らの考えはなにか他の種類の心理的な構造を指定しているのだろうか。この点については明らかではない。

パッカマン・テーゼが誤りとなる第三のかたちは、「スベルベル流のバイアス Sperberian bias」と私たちが呼ぶものはたらきの結果としてであろう。人類学者のダン・スベルベル (Sperber, 1996) はその重要性を強調するためにおそらく他の誰よりも力を注いできたが、私たちは彼にちなんでこの名前をつけている。パッカマン・テーゼによると、子どもはいつでも、その文化的な親が持っている規範を、最終的には正確にコピーするだろう。しかし、エラーの生じない伝達プロセスなどないのだから、この種の欠陥のないコピーはせいぜいのところ理想化にすぎない。コピーにおけるエラーはランダムに生じるときもあるが、その一方で、コピーのプロセスから体系的なエラーがさまざまなしかたで生じることだってありうる。たとえば、いくつかの種類の規範的な規則は、それがひとの選好・忌避・情動などの心理的要素と相互作用するさいのありかたによって、多かれ少なかれ「魅力的」であるのかもしれない。同じような理由で、あるいはそれとは別の理由のために、いくつかの規範的な規則はより検知しやすい(つまりより顕著である)、より推論しやすい、より覚えやすい、よりたくわえやすい、より思い出しやすいのかもしれない。伝達プロセスはこういった要因すべてから体系的に影響を受けることになるだろう。コピー・エラーによって、あまり魅力的でない規則がより魅力的な規則へと変わる場合、その新たな規則は、保持・伝達される傾向が以前よりも強くなるだろう。しかしコピー・エラーによって、より魅力的な規則がそれほど魅力的でない規則に変わる場合、その新たな規則は、消去される傾向が以前よりも強くなるだろう。規範の伝達に作用するこういった体系的なプロセスこそ、私たちが「スベルベル流のバイアス」と呼ぶものである。スベルベル流のバイアスは典型的には弱いものだ。それは、文化的な親から子どもへの伝達の事例すべてに関与する必要があるわけではないし、多くの場合ほとんど作用することはないだろう。それにもかかわらず、この効果が集団と時間を通じて積みかさなっていくと、かなり強い集団レベルの力をもたらすことになる。そしてこの力は、スベルベル流のバイアスにとって好ましい方向へと規範の分布を変えるという効果をもたらしうるのである。

ひとつの事例を考察することで、スベルベル流のバイアスのはたらきを示すことができる。ショーン・ニコルズは、エチケットの規範が文化的に伝達される時、スベルベル流のバイアスとして嫌悪が作用していると提案してきた (Nichols, 2002)。ニコルズによると、嫌悪によって一定種類のエチケットの規則がより顕著に、よりたくわえやすく、より思い出しやすくなり、そのことで嫌悪からスベルベル流のバイアスが生じるとされるのである。彼はこの主張のためにいくつかの興味深い証拠をまとめている。北ヨーロッパに由来する16世紀のエチケットのマニュアルからもたらされるデータを用いてニコルズが示すところでは、エチケットの規則でそれに違反すると嫌悪が生じるようなものは、違反しても嫌悪が生じないものよりも、現代のエチケットのコードを構成している傾向が強いとされる。この発見からわかるように、エチケットの規則が伝達されるさいのバイアスとして嫌悪が累積的にはたらくと、通時的にはそ

のバイアスが好む方向へとエチケットの規則の分布がシフトするという、長期的な効果が生じてきたのである。このようにしてエチケットの規則の場合、嫌悪からスペルベル流のバイアスが生じることになるのかもしれない。それと同じように、他の種類の規範が文化的に伝達されるときだって、嫌悪以外の認知構造、たとえばさまざまな信念・選好・忌避・情動といったものから、スペルベル流のバイアスが生じるかもしれない。このことはもっともらしく思われる。第2節で記述された規範の文化横断的な分布パターンは、スペルベル流のバイアスが規範の伝達と進化において非常に強力な役割を果たしてきたことを示唆していると、私たちは考えたいと思う。ただし、この推測のための論拠をなすことはかなりのプロジェクトであり、またの機会を待たなくてはならないだろう (Sripada, 2008を見よ)。

バックマン・テーゼが誤りとなるかもしれない最後のかたちは、まったく別の種類のバイアスのはたらきに向かう。これまで、子どもが曝される文化的な親たちはみんな同じ規範を共有していると、暗に想定してきた。しかし言うまでもないことだが、いつもそうであるわけではない。子どもはしばしば、お互いにまったく別々の規範を内面化してきた文化的な親たちにも曝されるだろう。こういったことが起こると、規範獲得メカニズムは選択のためのさまざまな原理やモデル選択バイアスを利用して、どの文化的な親をコピーすべきかを定めることになるかもしれない。そういった選択のためのさまざまな原理が文献において記されてきた (Boyd & Richerson, 1985)。そこには敬意のバイアスが含まれる。そのバイアスによって、獲得システムは高い名声の人物をモデルとして焦点をあてるようになる。さらにそこには年齢やジェンダーのバイアスも含まれる。このバイアスによって、獲得システムはたとえば、自分よりやや年上の同性のモデルに焦点をあてるのかもしれない。あるいは獲得システムは調和バイアスに依拠して、もっとも一般的な文化的ヴァリエントを採用するかもしれない。規範が伝達されるさいに年齢とジェンダーのバイアスがはたらくという証拠がいくつかある (Harris, 1998)。また、他の文化的ヴァリエントが伝達されるさいに敬意と調和のバイアスがはたらくという証拠がたくさんある (Henrich & Boyd, 1998; Henrich & Gil-White, 2001)。しかし、規範獲得のこの側面が正確にはどのようなしくみになっているのかは、まったく未解決の問題である。

## 6. 結論

規範は、人間の行動と人間の文化に強力かつ広範な影響をおよぼす。それゆえ規範の心理学は、認知科学における探求の中心的なトピックに値するものだ。本稿での私たちの目標は、その試みのためのひとつの体系的な枠組みを与えることにあり、ひとまとまりの心理的なメカニズムについて、おおまかな輪郭を描いてきた。このことで、さまざまな学問領域で詳述されてきた、規範をめぐる重要な事実のいくつかについて、それらを説明する端緒につくことができると思われる。また私たちは、そのようにして提案してきた心理的アーキテクチャを背景に、規範についての認知科学が将来的に取り組む必要のある未解決問題の集まりを整理してきた。

規範を可能にする心理的なプロセスの研究には、明らかに、やらなくてはならない仕事はまだたくさんある。本稿の試みによってこの仕事を整理統合するための有用な枠組みが与えられるのだとすれば、私たちにとってはそれでまったくもって十分だろう。

#### 参考文献

- Barash, D. (1979). *The Whisperings Within*. Harper and Row. [『からだのなかの囁き：人間性の進化と起源』内田明秀・内田英伸訳、1995年。]
- Batson, C. D. (1991). *The Altruism Question*. Erlbaum.
- Black, D. (1998). *The Social Structure of Right and Wrong*. Academic Press.
- Blair, J. (1995). A cognitive developmental approach to morality. *Cognition*, 57.
- Blair, R., Jones, L., Clark, F., and Smith, M. (1997). The psychopathic individual: A lack of responsiveness to distress cues? *Psychophysiology*, 34.
- Bohem, C. (1999). *Hierarchy in the Forest*. Harvard University Press.
- Bourguignon, E., and Greenbaum, L. (1973). *Diversity and Homogeneity in World Societies*. HRAF Press.
- Boyd, R., and Richerson, P. (1985). *Culture and the Evolutionary Process*. University of Chicago Press.
- Brown, D. (1991). *Human Universals*. McGraw-Hill. [『ヒューマン・ユニヴァーサルズ：文化相対主義から普遍性の認識へ』鈴木光太郎・中村潔訳、新曜社、2002年。]
- Carpenter, J., Matthews, P., and Okomboli, O. (2004). Why punish? Social reciprocity and the enforcement of prosocial norms. *Journal of Evolutionary Economics*, 14, 4.
- Casebeer, W. (2003). *Natural Ethical Facts*. MIT Press.
- Cashdan, E. (1989). Hunters and gatherers: Economic behavior in bands. In S. Plattner (ed.), *Economic Anthropology*. Stanford University Press.
- Chagnon, N. (1992). *Yanomano*. 4th ed. Harcourt Brace Jovanovich.
- Chaiken, S., and Trope, Y. (1999). *Dual-Process Theories in Social Psychology*. Guilford Press.
- Chomsky, N. (1988). *Language and Problems of Knowledge*. MIT Press. [『言語と知識：マナグア講義録（言語学編）』田窪行則・郡司隆男訳、産業図書、1989年。]
- Cowie, F. (1999). *What's Within: Nativism Reconsidered*. Oxford University Press.
- Cummins, D. (1996). Evidence of deontic reasoning in 3- and 4-year-old children. *Memory and Cognition*, 24.
- Downs, A. (1957). *An Economic Theory of Democracy*. HarperCollins. [『民主主義の経済理論』古田精司監訳、成文堂、1980年。]
- Dunbar, R. (1996). *Grooming, Gossip, and the Evolution of Language*. Harvard University Press. [『ことばの起源：猿の毛づくろい、人のゴシップ』松浦俊輔・服部清美訳、青土社、1998年。]
- Durham, W. (1991). *Coevolution*. Stanford University Press.
- Durkheim, E. (1903/1953). *Sociology and Philosophy*. Free Press.
- . (1912/1968). *The Elementary Forms of the Religious Life*. Allen and Unwin.
- Dwyer, S. (2006). How good is the linguistic analogy? In P. Carruthers, S. Laurence, and S. Stich (eds.), *The Innate Mind: Culture and Cognition*. Oxford University Press.
- Edel, M., and Edel, A. (2000). *Anthropology and Ethics*. Transaction.
- Edgerton, R. B. (1992). *Sick Societies*. Free Press.

- Edwards, C. P. (1987). Culture and the construction of moral values: A comparative ethnography of moral encounters in two cultural settings. In J. Kagan and S. Lamb (eds.), *The Emergence of Morality in Young Children*. University of Chicago Press.
- Ezorsky, G. (1972). *Philosophical Perspectives on Punishment*. State University of New York Press.
- Fehr, E., and Fischbacher, U. (2004). Third party punishment and social norms. *Nature*, 425.
- Fehr, E. and Gächter, S. (2002). Altruistic punishment in humans. *Nature*, 415.
- Fiske, A. P. (1991). *Structures of Social Life*. Free Press.
- Frank, R. (1988). *Passions within Reason*. Norton. [『オデッセウスの鎖：適応プログラムとしての感情』大坪庸介ほか共訳、サイエンス社、1995年。]
- Gibbard, A. (1990). *Wise Choices, Apt Feelings*. Harvard University Press.
- Greene, G. (2004). fMRI studies of moral judgment. Unpublished lecture given at the Dartmouth College Conference on the Psychology and Biology of Morality, Hanover, New Hampshire.
- Griffiths, P. E. (2002). What is innateness? *Monist*, 85.
- Haidt, J. (2001). The emotional dog and its rational tail: A social intuitionist approach to moral judgment. *Psychological Review*, 108.
- . (2003). The moral emotions. In R. J. Davidson, K. Scherer, and H. H. Goldsmith (eds.), *Handbook of Affective Sciences*. Oxford University Press.
- Haidt, J., and Sabini, J. (2000). What exactly makes revenge sweet? Unpublished manuscript.
- Harman, G. (1999). Moral philosophy and linguistics. In K. Brinkmann (ed.), *Proceedings of the Twentieth World Conference of Philosophy, vol. 1, Ethics*. Reprinted in G. Harman (2000) *Explaining Value and Other Essays in Moral Philosophy*. Clarendon Press.
- Harris, J. R. (1998). *The Nurture Assumption: Why Children Turn out the Way They Do*. Free Press. [『子育ての大誤解：子どもの性格を決定するものは何か』石田理恵訳、早川書房、2000年。]
- Hauser, M., Cushman, F., Young, L., Kang-Xing Jin, R., and Mikhail, J. (2007). A dissociation between moral judgments and justifications. *Mind and Language*, 22.
- Henrich, J., and Boyd, R. (1998). The evolution of conformist transmission and the emergence of between-group differences. *Evolution and Human Behavior*, 19.
- Henrich, J., Boyd, R., Bowles, S., Camerer, C., Fehr, E., and Gintis, H. (2001). *Foundations of Human Sociality*. Oxford University Press.
- Henrich, J., and Gil-White, F. (2001). The evolution of prestige: Freely conferred deference as a mechanism for enhancing the benefits of cultural transmission. *Evolution and Human Behavior*, 22.
- Hume, D. (1739/1964). *A Treatise of Human Nature*. Clarendon Press. [『人間本性論』木曾好能訳（第一巻：新装版）・石川徹・中釜浩一・伊勢俊彦共訳（第二・三巻）、法政大学出版局、2011-2012年。]
- Kant, I. (1887/1972). Justice and punishment (from *Critique of Practical Reason*). In G. Ezorsky (ed.), *Philosophical Perspectives on Punishment*. State University of New York Press.
- Keeley, L. (1996). *War before Civilization: The Myth of the Peaceful Savage*. Oxford University Press.
- Kelly, D., and Stich, S. (2007). Two theories about the cognitive architecture underlying morality. In P. Carruthers, S. Laurence, and S. Stich (eds.), *The Innate Mind: Foundations and the Future*.
- Kohlberg, L. (1981). Justice and reversibility. In *Essays on Moral Development*, vol. 1. Harper and Row.

- Kohlberg, L., Levine, C., and Hewer, A. (1983). *Moral Stages: A Current Formulation and a Response to Critics*. Basel. [『道徳性の発達段階: コールバーグ理論をめぐる論争への回答』片瀬一男・高橋征仁訳、新曜社、1992年。]
- Lawrence, A. D., Calder, A. J., McGowan, S. M., and Grasby, P. M. (2002). Selective disruption of the recognition of facial expressions of anger. *NeuroReport*, 13.
- LeVine, R. A., and Campbell, D. (1972). *Ethnocentrism: Theories of Conflict, Ethnic Attitudes and Group Behavior*. Wiley.
- Marwell, G., and Ames, R. E. (1981). Economists free ride: Does anyone else? *Journal of Public Economics*.
- McAdams, R. (1997). The origin, development, and regulation of social norms. *Michigan Law Review*, 96.
- Mikhail, J., Sorentino, C., and Spelke, E. (1998). Towards a universal moral grammar. In M. Gemsbacher and S. Derry (eds.), *Proceedings, Twentieth Annual Conference of the Cognitive Science Society*. Erlbaum.
- Mill, J. S. (1863/1979). *Utilitarianism*. Hackett. [『功利主義』『功利主義論集』川名雄一郎・山本圭一郎訳、京都大学学術出版会、2010年、所収。]
- Moore, M. S. (1987). The moral worth of retribution. In F. Schoeman (ed.), *Responsibility, Character and the Emotions*. Cambridge University Press.
- Murdock, G. P. (1949). *Social Structure*. Free Press. [『社会構造: 核家族の社会人類学』内藤莞爾監訳、新泉社、2001年。]
- Murphy, G. L. (2002). *The Big Book of Concepts*. MIT Press.
- Nichols, S. (2002). On the genealogy of norms: A case for the role of emotion in cultural evolution. *Philosophy of Science*, 69.
- . (2004). *Sentimental Rules: On the Natural Foundations of Moral Judgement*. Oxford University Press.
- . (2005). Innateness and moral psychology. In P. Carruthers, S. Laurence, and S. Stich (eds.), *The Innate Mind: Structure and Contents*. Oxford University Press.
- Nucci, Larry P. (2001). *Education in the Moral Domain*. Cambridge University Press.
- Parsons, T. (1952). *The Social System*. Free Press. [『社会体系論』佐藤勉訳、青木書店、1974年。]
- Petit, P. (1991). Virtus normativa: Rational choice perspectives. *Ethics*, 100 (4).
- Pilliavin, J. A., and Charng, H. W. (1990). Altruism: A review of recent theory and research. *American Sociological Review*, 16.
- Robarchek, C. A., and Robarchek, C. J. (1992). Cultures of war and peace: A comparative study of Waorani and Semai. In J. Silverberg and P. Gray (eds.), *Aggression and Peacefulness in Humans and Other Primates*. Oxford University Press.
- Roberts, S. (1979). *Order and Dispute: An Introduction to Legal Anthropology*. St. Martin's Press. [『秩序と紛争: 人類学的考察』千葉正士監訳、西田書店、1982年。]
- Rozin, P., Lowery, L., Imada, S., and Haidt, J. (1999). The CAD triad hypothesis: A mapping between three moral emotions (contempt, anger, disgust) and three moral codes (community, autonomy, divinity). *Journal of Personality and Social Psychology*, 76.
- Samuels, R. (2002). Nativism in cognitive science. *Mind and Language*, 17.
- Scott, J. F. (1971). *The Internalization of Norms*. Prentice-Hall.
- Sherer, K. (1997). The role of culture in emotion-antecedent appraisal. *Journal of Personality and Social Psychology*, 73.
- Shweder, R. A., Mahapatra, M., and Miller, J. G. (1987). Culture and moral development. In J. Kagan and S. Lamb (eds.),



- The Emergence of Morality in Young Children*. University of Chicago Press.
- Shweder, R. A., Much, N., Mahapatra, M., and Park, L. (1998). The “big three” of morality (autonomy, community, and divinity), and the “big three” explanations of suffering. In A. Brandt and P. Rozin (eds.), *Morality and Health*. Routledge.
- Smith, E., and Medin, D. (1981). *Categories and Concepts*. Harvard University Press.
- Sober, E., and Wilson, D. S. (1998). *Unto Others: The Evolution and Psychology of Unselfish Behavior*. Harvard University Press.
- Sperber, D. (1996). *Explaining Culture: A Naturalistic Approach*. Blackwell. [『表象は感染する：文化への自然主義的アプローチ』菅野盾樹訳、新曜社、2001年。]
- Sripada, C. S. (2008). Nativism and moral psychology. In W. Sinnott-Armstrong (ed.), *Moral Psychology Volume 1: The Evolution of Morality*. MIT Press.
- . (in prep.). Carving the social world at its joints: Conventions and moral norms as natural kinds.
- Stanovich, K. (1999). *Who Is Rational?* Erlbaum.
- Stich, S. P. (1993). Moral philosophy and mental representation. In M. Hechter, L. Nadel, and R. Michod (eds.), *The Origin of Values*. De Gruyter.
- Thaler, R. H. (1992). *The Winners' Curse: Paradoxes and Anomalies in Economic Life*. Free Press. [『セイラー教授の行動経済学入門』篠原勝訳、ダイヤモンド社、2007年。]
- Turiel, E. (1983). *The Development of Social Knowledge: Morality and Convention*. Cambridge University Press.
- Wheatley, T., and Haidt, J. (2005). Hypnotically induced disgust makes moral judgments more severe. *Psychological Sciences*, 16.
- Wilson, D. S., and O’Gorman, R. (2003). Emotions and actions associated with norm breaking events. *Human Nature*, 14, 3.
- Wilson, D. S., Wilczynski, C., Wells, A., and Weiser, L. (2000). Gossip and other aspects of language as group-level adaptations. In C. Heyes and L. Huber (eds.), *The Evolution of Cognition*. MIT Press.
- Wilson, T. D., Lindsey, S., and Schooler, T. (2000). A model of dual attitudes. *Psychological Review*, 107.

## 注

(1) 私たちが以下では考察しないひとつの論点として、本稿で指定される心理メカニズムがどうやって進化したのか、というのがある。私たちが提案する説明の利点は、ひとつには、このメカニズムの進化についてのもっともらしい説明がじっさいにあることだと、私たちは思っている。しかしこの進化上のシナリオを整理することはかなりのプロジェクトであり、私たちは本稿でそれに取り組むつもりはない。

(2) 事例ベースの説明において用いられる「類似性」という考えは、いくつか異なるかたちで正確なものとしてすることができる（レビューとしてはMurphy, 2002を見よ）。とはいえ私たちの目的からすると、直観的に考えられる類似性で十分だろう。

(3) 規範を獲得する主体のことを私たちは通常「子ども child」と記すが、これは文体上の都合にすぎない—「規範を獲得する主体 norm acquirer」という語だと非常にぎこちないのだ。人々が成熟するにつれて、規範獲得システムが停止したり緩慢になったりするの、そうだとはいつそうなるのかは未解決の問題である。

## 付記

本稿は以下の全訳である。Sripada, C. S., and Stich, S. P. (2007). A framework for the psychology of norms In P. Carruthers, S. Laurence, and S. Stich (eds.), *The Innate Mind: Culture and Cognition* (pp. 280–301). Oxford University Press.

原文がイタリック体で強調されている箇所には傍点をつけた。また、原論文と同じ論文集に収録されていた論文や、当時はまだ出版されていなかった論文に言及されている場合、それらの表記を修正した。その修正にあたっては、原論文が再録されている Stich, S. P. (2014). *Collected Papers Volume 2*. Oxford University Press. における表記を参照した。